

分校小学校 いじめ防止基本方針

(1) 基本方針

- ・すべての児童が安心して生活できるようにする。
- ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行う。
- ・いじめを認知した場合には、いじめ問題対策チームを立ち上げ、迅速かつ組織的に解消に向けて取り組む。

(2) いじめ問題への基本姿勢

- ①いじめはどの学級、どの子どもにも起こり得るものであることを、十分認識する。
- ②いじめは絶対許されないという意識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。
- ③児童一人ひとりを大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- ④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い、必要な対応・指導を行う。

(3) いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

①授業改善・学級づくり

- ・生徒指導の4つの視点が活かされた授業づくりを行う。
- ・どの児童も安心して過ごし、やる気に満ちた思いやりのあふれる学級・学校をつくる。
- ・学級及び学校を自分たちの手で改善していこうとする意識を育み、所属意識を高める。

②道徳・学級活動・人権教育・キャリア教育の推進

- ・道徳や学活の時間を通して、いじめについて考えさせ、いじめは絶対に許されるものではないことを指導し、思いやりの心、規範意識を醸成する。
- ・希望や目標を持って生きる態度、勤労や生産、望ましい人間関係、働くことの意義などを学ぶキャリア教育を充実させることによって、将来に対する自信や見通しを持たせ、心の成長を促す。

③職員の危機意識の向上

- ・いじめのサインシートや問題行動記録シートを活用して、いじめの早期発見に努め、子どもの変化をすばやくキャッチする。
- ・年に2回、いじめ対応アドバイザーを招いて研修会を開催する。(いじめ発見のポイント、温かい学級づくり等)

④異学年交流

- ・異学年交流を積極的に行うことで、自己有用感を高めるとともに、多様な価値観を共有して他者理解ができるようにする。

(4) いじめの早期発見・早期対応、解消に向けて ～組織的に～

①早期発見

いじめの根が深くなればなるほど解消が難しくなるので、いじめの早期発見に取り組む。

- ・危機意識を持った日頃からの児童の観察
- ・学校生活アンケートの実施
- ・各学期に一度の相談活動の実施
- ・いじめサインシートの活用・記録
- ・定期的な児童理解の会の開催
- ・地域、家庭からの情報収集(登下校の見守り隊、学童保育の指導員、児童の保護者等)

②いじめを認知した場合

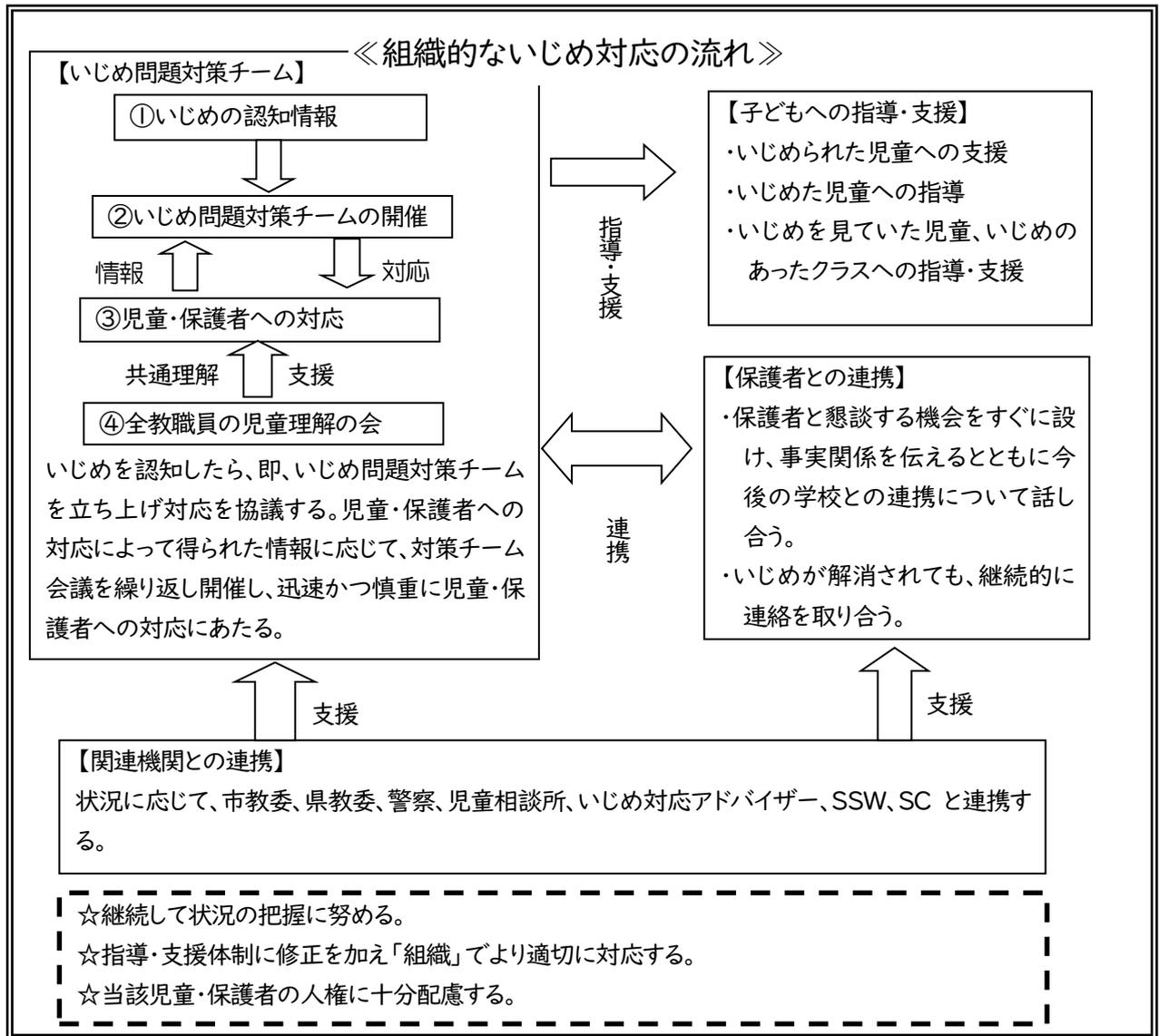
いじめ問題対策チームを開催し、解決に当たる。構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭およびいじめに関係のある児童のクラス担任とする。

③家庭との連携

当該児童の保護者と連絡を密に取り合い、いじめの解消に向けて取り組む。

④関連機関との連携

状況に応じて、市教委、県教委、警察、児童相談所、いじめ対応アドバイザー、SSW、SCと連携して、問題の解決にあたる。



(5) 重大事態について

重大事態とは

- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態。
- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態。

*児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したとして、報告・調査等に当たる。

